五十一　分娩医療機関のない離島における妊婦の健康診査及び分娩の支援に要する経費があること。

五十二　地域鉄道支援に要する経費があること。

離島振興法第二条第一項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、奄美群島振興開発特別措置法第一条に規定する奄美群島、小笠原諸島振興開発特別措置法第二条第一項に規定する小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第三条第一号に規定する沖縄（以下「離島地域」という。）のうち、分娩医療機関のない地域における妊婦に対して行う健康診査及び分娩の支援に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額とする。

地域住民の生活に必要な輸送の需要に応ずる鉄道又は軌道に係る事業を営む者が行う施設整備への補助に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・三を乗じて得た額とする。

第五条第一項第三号イの表以外の部分中「算定した額」の下に「（第二号、第六号、第十二号、第十六号、第二十三号、第二十七号及び第三十九号に掲げる事項については、これらの規定によって算定した額に、財政力指数が〇・八以上の市町村にあっては〇・五を、〇・五以上〇・八未満の市町村にあっては六分の十一から当該市町村の財政力指数に三分の五を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下二位未満は、四捨五入する。）を、〇・五未満の市町村にあっては一・〇をそれぞれ乗じて得た額とする。）」を加え、同号イの表第二号中「に、財政力指数が〇・八以上の市町村にあっては〇・五を、〇・六以上〇・八未満の市町村にあっては〇・七を、〇・五以上〇・六未満の市町村にあっては〇・九を、〇・五未満の市町村にあっては一・〇をそれぞれ乗じて得た額」を削り、同表第六号中ただし書を削り、同表第十六号中「に、財政力指数が〇・八以上の市町村にあっては〇・五を、〇・六以上〇・八未満の市町村にあっては〇・七を、〇・五以上〇・六未満の市町村にあっては〇・九を、〇・五未満の市町村にあっては一・〇をそれぞれ乗じて得た額」を削り、同表第二十二号中「一六、六六〇円」を「一六、五八〇円」に改め、同表第二十三号の第一号算式中「0.018」を「0.015」に改め、「×　D」を削り、同号算式の符号B中「支払利子額」の下に「（第三条第一項第三号イの表第五十七号及び第六十五号（以下「公債費負担格差是正等」という。）の算定の基礎となった支払利子額を除く。）」を加え、同号算式の符号C中「未償還元金の額」の下に「（公債費負担格差是正等の算定の基礎となった未償還元金の額を除く。）」を、「支払利子額」の下に「（公債費負担格差是正等の算定の基礎となった支払利子額を除く。）」を加え、同号算式の符号Dを削り、同表第二十三号の第二号算式中「0.018」を「0.015」に改め、「×　D」を削り、同号算式の符号B中「支払利子額」の下に「（公債費負担格差是正等の算定の基礎となった支払利子額を除く。）」を加え、同号算式の符号C中「未償還元金の額」の下に「（公債費負担格差是正等の算定の基礎となった未償還元金の額を除く。）」を、「支払利子額」の下に「（公債費負担格差是正等の算定の基礎となった支払利子額を除く。）」を加え、同号算式の符号Dを削り、同表第三十九号中「に、財政力指数が〇・八以上の市町村にあっては〇・五を、〇・六以上〇・八未満の市町村にあっては〇・五を、〇・六以上〇・八未満の市町村にあっては一・〇をそれぞれ乗じて得た額」を削り、同表に次の三号を加える。

四十二　電気通信に関する施設の維持管理に要する経費

離島地域、山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）第七条第一項の規定に基づき指定された振興山村、半島振興法（昭和六十年法律第六十三号）第二条第一項の規定に基づき指定された半島振興対策実施地域又は過疎地域を含む区域において、市町村一部事務組合又は広域連合が経営するインターネット接続サービス、有線テレビジョン放送（有線電気通信設備の提供を受けて行われるものを除く。）又は地上基幹放送に係る電気通信に関する施設の維持管理に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

四十三　分娩医療機関のない離島における妊婦の健康診査及び分娩の支援に要する経費があること。

四十四　地域鉄道支援に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第五十二号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

前条第一項第一号の表第五十二号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

第十条を第十一条とし、第九条の次に次の一条を加える。

（大規模な災害があった場合の交付時期及び交付額の特例）

第十条　大規模な災害により被害を受けた地域の地方団体に対しては、特別交付税の繰上げ交付の措置を行うことができる。

2　前項の規定による繰上げ交付を行う地方団体、繰上げ交付の時期及び繰上げ交付を行う額は、大規模な災害による特別の財政需要の額等を考慮して、総務大臣が定める。

3　第一項の規定による繰上げ交付を行った地方団体に対する当該繰上げ交付の時期以降の各交付時期における交付額は、各交付時期に交付すべき額から当該繰上げ交付を行った額を順次控除した額とする。ただし、総務大臣が当該繰上げ交付を行った額を控除することが適当でないと認める交付時期においては、控除しないことができる。

附則第四条第一項第十五号中「離島振興法第二条第一項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第二条第一項に規定する小笠原諸島、奄美群島振興開発特別措置法第一条に規定する奄美群島又は沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第三条第一号に規定する沖縄（以下「離島地域」という。）」を「離島地域」に改める。

附則第六条第一項各号列記以外の部分中「平成二十四年度」を「平成二十五年度」に改め、「算定した額」の下に「（第七号、第十二号及び第二十六号から第二十九号までに掲げる額については、これらの規定によって算定した額に、財政力指数が〇・八以上の道府県にあっては〇・二を、〇・五以上〇・八未満の道府県にあっては三分の七から当該道府県の財政力指数に三分の八を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下二位未満は、四捨五入する。）を、〇・五未満の道府県にあっては一・〇をそれぞれ乗じて得た額とする。）」を加え、同項第六号中「平成二十四年一月一日」を「平成二十五年一月一日」に改め、同項第七号中「に、財政力指数が〇・八以上の道府県にあっては〇・二を、〇・六以上〇・八未満の道府県にあっては〇・四を、〇・五以上〇・六未満の道府県にあっては〇・八を、〇・五未満の道府県にあっては一・〇をそれぞれ乗じて得た額」を削り、同項第十一号中「五六円」を「四四円」に改め、同項第十二号中「に、財政力指数が〇・八以上の道府県にあっては〇・二を、〇・六以上〇・八未満の道府県にあっては〇・四を、〇・五以上〇・六未満の道府県にあっては〇・八を、〇・五未満の道府県にあっては一・〇をそれぞれ乗じて得た額」を削り、同項第十五号中「一一九、〇〇〇円」を「一一六、〇〇〇円」に改め、同項第十九号中「平成二十三年度」を「平成二十四年度」に改め、同項第二十号中「平成二十五年度」を「平成二十六年度」に改め、同項第二十一号を削り、同項中第二十二号を第二十一号とし、第二十三号を第二十二号とし、同項第二十四号中「の防止及び」を「及びストーカー行為等の防止並びに」に改め、同号を同項第二十三号とし、同項第二十五号を同項第二十四号とし、同項第二十六号中「都道府県知事」を「道府県知事」に改め、同号を同項第二十五号とし、同項第二十七号中「に、財政力指数が〇・八以上の道府県にあっては〇・二を、〇・六以上〇・八未満の道府県にあっては〇・四を、〇・五以上〇・六未満の道府県にあっては〇・八を、〇・五未満の道府県にあっては一・〇をそれぞれ乗じて得た額」を削り、同号を同項第二十六号とし、同項第二十八号中「に、財政力指数が〇・八以上の道府県にあっては〇・二を、〇・六以上〇・八未満の道府県にあっては〇・四を、〇・五以上〇・六未満の道府県にあっては〇・八を、〇・五未満の道府県にあっては一・〇をそれぞれ乗じて得た額」を削り、同号を同項第二十七号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十八　社会的弱者等の自立支援及び知の蓄積等による地域づくりに要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額